

令和6年4月作成

令和7年度 大学等進学予定者用

# 和歌山県大学生等進学支援金 募集要項

和歌山県では、学業に対する意欲及び能力が高く、かつ、経済的理由により修学が困難な方に対し、和歌山県大学生等進学支援金を貸与します。

なお、大学等を卒業後和歌山県内での居住・和歌山県内外での就業などの条件を満たした方については、進学支援金の返還を免除します。

お申込みの際は、本募集要項に記載されている内容を十分にご確認の上、必要書類を添えて、在学する（または卒業した）高等学校等を通じて提出ください。



和歌山県教育委員会

Wakayama Prefectural Board of Education

## 目次

● 目次 (このページ)	.....	1
● 応募対象者、募集人数・貸与金額、選考検査について	.....	2
● 申請期間、提出書類及び提出先、留意事項	.....	3
● 和歌山県大学生等進学支援金 全体の流れ①	.....	4
● 和歌山県大学生等進学支援金 全体の流れ②	.....	5
● 申請書等の記入方法、注意点、記載例①	.....	6
● 申請書等の記入方法、注意点、記載例②	.....	7
● Q&A よくある質問① (新規申請関係)	.....	8
● Q&A よくある質問② (継続申請関係)	.....	9
● Q&A よくある質問③ (返還関係)	.....	10



## 応募対象者



### ■ 申請者は以下(1)～(7)の全てを満たす必要があります。

(1) 令和7年4月1日に大学等(修業年限が2年以上)<sup>(※1)</sup>へ入学を予定している者

※1 大学等とは下記を指します。

修業年限が2年以上の大学や短期大学、県の定める要件を満たす専修学校(専門課程)

(2) 申請日において高等学校等<sup>(※2)</sup>卒業見込みの者もしくは卒業した者、または同等以上の学力があると認められる者

※2 高等学校等とは下記学校を指します。

①高等学校 ②中等教育学校の後期課程 ③高等専門学校の3年次修了または修了見込みの者

④特別支援学校の高等部 ⑤専修学校の高等課程

(3) 申請日までの全履修科目の評定平均値が5段階評価で3.5以上であること

(4) 独立行政法人日本学生支援機構(以下、「機構」という。)の給付型奨学金または第一種奨学金の採用候補者で大学等進学後も機構から給付型奨学金の支給または第一種奨学金の貸与を受けている者

(5) 保護者等<sup>(※3)</sup>が和歌山県内に住所を有している者

(6) 保護者等<sup>(※3)</sup>の市町村民税所得割額が非課税であること<sup>(※4)</sup>

※3 申請者が未成年の場合、保護者とは親権者を指します。申請者が成年の場合、申請者が18歳に達するまで保護者であった方であって、現に申請者の生計を維持する方を指します。(保護者が不在の場合は後见人または現に申請者の生計を維持する方)

※4 保護者等が生計を維持している就学及び未就学児が3名以上の場合、保護者等の市町村民税所得割額が下記計算式で算出した額以下であれば申請可能です。(保護者等が2名の場合は2名の合計額)

【計算式】(生計を維持している就学及び未就学児の数-2)×3万円

(7) 和歌山県で実施する他の貸与制度を併用していないこと

## 募集人数・貸与金額

### ■ 募集人数：40名程度

※ 申請者数が募集人数以下であっても選考検査を行います。

### ■ 貸与金額：年60万円(連続する2～4年間<sup>※</sup>で最大240万円)

※貸与年数は正規の修業年限

※ 大学等進学後は毎年12～1月頃に継続申請を受け付けます。

※ 審査結果によっては、貸与を受けられない場合もあります。

## 選考検査について

### ■ 選考検査日：令和6年6月30日(日曜日)午後～

### ■ 受検会場地域：県内3か所(予定) ※受検者数の多寡により調整

- 和歌山会場：和歌山市内
- 田辺会場：田辺市内
- 新宮会場：新宮市内

※ 受検会場は、申請者数や申請者の住所により生涯学習課にて調整を行い決定します。申請後、お手元に届く受検票にてご確認ください。

※ 会場地域の変更を希望する場合は生涯学習課までお問い合わせください。なお、ご希望に添えない場合もありますので、予めご了承くださいませようお願いします。

### ■ 選考検査内容：小論文・個人面接

※ 全体での小論文試験の終了後、個人面接を行います。個人面接が終了した方から解散となります。

※ 小論文の過去の出題テーマについては、ホームページに掲載しています。

「選考検査内容について(参考)」部分▶



## 申請期間

令和6年4月30日(火曜日) から 令和6年5月31日(金曜日) まで

※ 県内高校等・県外協力校※在校生からの申請の場合、上記申請期間は学校を通じた上での生涯学習課への申請期間となりますので、在学する学校が別途定める提出期限までに必要書類(課税証明書除く)を学校等に提出してください。

## 提出書類及び提出先

※ 県外協力校とは、近畿大学工業高等専門学校、智辯学園高等学校、十津川高等学校の3校を指します。(五十音順)

提出書類	提出先	提出期限
① 和歌山県大学生等進学支援金貸与申請書	a. (県内高校等・県外協力校※) 在学 在学中の高校等	在学が定めた期限まで
② 同意書		
③ 支給等申込状況調査同意書	b. (県内高校等・県外協力校※) 卒業生 卒業した高校等 または 生涯学習課へ提出	高校等が定めた期限まで ※ 生涯学習課へ提出の場合は、 R6.5.31(金)必着
④ 世帯全員分の住民票の写し(原本) □続柄記載 □申請日の3か月以内発行のもの □マイナンバー不要		
⑤ 成績証明書または調査書(校長印が押印されているもの)	c. (協力校を除く)県外高校等在学・卒業生 生涯学習課へR6.5.31(金)までに提出(必着)	
⑥ 保護者等の令和6年度課税証明書(コピー可) ※ 生活保護受給世帯の場合は生活保護受給証明書でも可 ※ 各市町村役場で発行可能になり次第、速やかに提出ください。	教育庁 生涯学習課	令和6年 6月10日(月) 17時必着

- 保護者等が生計を維持している就学及び未就学児が3名以上の場合で、市町村民税所得割額が0円を超え、計算式の結果額以下である方については、⑦、⑧も追加で提出してください。  
(参考)【計算式】(生計を維持している就学及び未就学児の数-2)×3万円

⑦ 生計を維持している就学及び未就学児全員の保険証の写し	(提出先) ①～⑤と同じ	(提出期限) ①～⑤と同じ
⑧ 世帯状況申告書		

<⑥の提出先> 〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通1-1  
和歌山県教育庁 生涯学習課 「和歌山県大学生等進学支援金担当者」あて

## 留意事項

■ 「⑥保護者等の令和6年度課税証明書(令和5年分所得が記載)」について

- 役場での証明書発行開始日の関係で、提出期日までに提出が困難な場合  
→ 生涯学習課へ事前にご連絡をお願いします。また、発行可能になり次第、速やかに生涯学習課あて送付してください。
- 課税証明書の提出対象者について  
→ 保護者等の課税証明書が必要となります。保護者等が2名の場合は、それぞれの課税証明書(各1通、合計2通)の提出が必要です。

「⑥ 保護者等の令和6年度課税証明書」は、  
送り先と提出時期が異なりますので、  
提出漏れにご注意ください!



令和6年度課税証明書  
〔提出先〕和歌山県教育庁 生涯学習課  
〔提出時期〕6月10日(月) 17時必着

## 大学等入学前～大学等入学(初年度)

### 申請～選考検査



#### 1. 申請に当たっての必要書類を高校等に提出してください。(P3掲載)

- 和歌山県大学生等進学支援金貸与申請書
- 同意書
- 支給等申込状況調査同意書
- 世帯全員分の住民票の写し(原本、続柄記載、申請日の3か月以内発行のもの、マイナンバー不要)
- 成績証明書または調査書(校長印が押印されているもの)
- (該当する方のみ※1) 保護者等が生計を維持している就学及び未就学児全員の保険証の写し
- (該当する方のみ※1) 世帯状況申告書

2. 「令和6年度課税証明書(令和5年分所得)」を生涯学習課へ提出してください。(P3掲載)
3. 生涯学習課での要件確認後、全ての要件を満たした申請者へ選考検査案内を通知します。(生涯学習課から直接通知します。)
4. 令和6年6月30日(日曜日)に選考検査を実施します。(小論文・面接)

(※1)「保護者等が生計を維持している就学及び未就学児全員の保険証の写し」、「世帯状況申告書」について

Q  
&  
A

保護者等が生計を維持している就学及び未就学児って?

在学生・未就学児で保護者等が扶養している子のことです。

対象になる子が3人以上なら、必ず提出しないといけないの?

市町村民税所得割が非課税の場合、提出いただく必要はありません。

対象になる子3人には、申請者も含むの?

含みます。申請者を含めて数えてください。

計算方法がよく分かりません。対象となる子が4人、市町村民税所得割額が合計7万円ありますが、対象ですか?

計算式は「(生計を維持している就学及び未就学児の数-2)×3万円」ですので、(4名-2)×3万円=6万円以下であれば、市町村民税所得割が課税されていても申請いただけます。ただし今回の場合、課税されている市町村民税所得割額が7万円のため、申請の対象外となります。6万円以下の場合、「保護者等が生計を維持している就学及び未就学児全員の保険証の写し」と「世帯状況申告書」を添付の上、申請ください。



### 選考検査の結果通知～大学等合格後

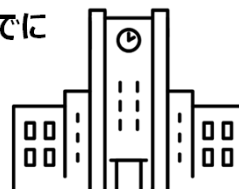
1. 選考検査結果(内定、補欠、不決定※2)を通知します。(申請書を高校等へ提出した方は高校等を通じて、申請書を生涯学習課へ提出した方は生涯学習課から直接通知します。)
2. 内定者は大学等合格後、必要書類を提出してください。(詳細は内定通知に記載します。)

(※2) 内定、補欠、不決定とは

- ・内定 ……大学等合格、給付型奨学金等の採用など要件が満たされれば貸与を受けられる者であること
- ・補欠 ……内定者から辞退があった場合、繰り上がって内定を受ける者であること
- ・不決定 ……選考検査において基準を満たさず、貸与を受けられない者であること

### 貸与実行～大学等入学～在学証明書の提出

1. 大学等に合格した内定者に貸与決定を通知します。(令和7年2月上旬以降順次)
2. 貸与決定通知に同封している借用証書、振込口座申出書等の必要書類を提出してください。
3. 提出書類に不備がなければ※3、書類提出から約2～3週間後※4に口座へ支援金を振り込みます。  
※3 不備が発生すると振込時期が遅れますので、不備がないよう、ご確認をお願いします。  
※4 振込時期のお知らせは行っておりません。
4. 大学等入学後(令和7年4月以降)、令和7年6月30日(月)までに在学証明書を提出してください。



## ■ 大学等在学中

### ➤ 継続申請（毎年冬ごろ）

1. 卒業年度の前年度まで、継続申請(最大3回)<sup>※</sup>が必要です。必要書類を揃えて提出してください。

※ 継続申請回数は正規の修業年限から1を引いた回数です。

【例】4年制大学の場合：4 - 1 = 3回（大学1～3年生の間）

※ 要件を満たしているかを毎年審査します。要件を満たさなかった場合、その年度の貸与は受けられません。

※ 毎年11月下旬～12月上旬頃に継続申請案内を送付予定です。



2. 貸与要件を審査し、通知を行います。貸与決定者からの必要書類提出後、支援金を貸与します。

3. 進級した年度の4月1日以降に大学等の在学証明書を提出してください。

## ■ 大学等卒業後

### ➤ 返還開始 または 返還免除にかかる要件確認の開始

#### ✓ 共通

大学等の卒業証明書を生涯学習課へ提出してください。

#### ✓ 返還を開始する場合

返還免除の要件を満たさない場合等は、

貸与を受けた支援金の返還が必要となりますので、該当する場合、返還開始となります。

※ 返還期間は【貸与を受けた年（回）数に5を乗じた年数】以内となります。

【例】貸与年（回）数が2年の場合、 $2 \times 5 = 10$ 年以内の期間で返還してください。

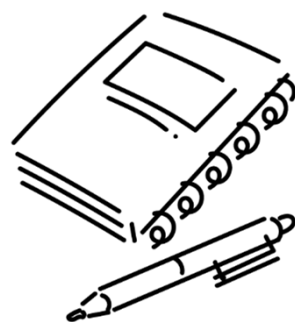
※ 返還方法（一括返還・分割返還）等は、返還開始手続きの際に確認します。

#### ✓ 返還免除を受けようとする場合

大学等卒業後1年以内に和歌山県内に居住を始めてからの3年間、要件を満たすかどうか毎年確認します。

→ 返還免除を希望される方は、大学等の卒業証明書を提出する際に、併せて確認書類（和歌山県での居住・和歌山県内外での就業を報告する書類等）を提出いただく必要があります。確認期間中は、3年を経過するまで毎年報告が必要です。

詳しくは、よくある質問の返還関係（P10）を併せてご確認ください。



# 記入方法、注意点、記載例 ①

## 記入に当たって 全体の注意点

- 黒のボールペン、万年筆等を使用してください。  
 × 鉛筆、シャープペンシル、こすると消えるボールペン等、消すことができるものは使用しないでください。
- 訂正する場合は、二重線で抹消し、正しい内容を記載してください。  
 × 訂正には、修正液、修正テープ、砂消し等は使用しないでください。



## 記載例

### 和歌山県大学生等進学支援金貸与申請書

別記第1号様式（第5条関係）

和歌山県教育委員会教育長 様

和歌山県大学生等進学支援金貸与申請書

私は、和歌山県大学生等進学支援金の貸与を受けたいので、和歌山県大学生等進学支援金貸与条例施行規則第5条第1項の規定により関係書類を添えて、次のとおり申請します。

1 令和6年●月●日

2

3 受付 6.●.●

申請者	ふりがな しょうがく たくろう 氏名 奨学 太郎 住所 〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通1丁目1番地	生年月日 平成●年●月●日 電話番号 自宅 073-000-0000 携帯 070-XXXX-XXXX
保護者等	ふりがな しょうがく いちろう 氏名 奨学 一郎 住所 〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通1丁目1番地	生年月日 昭和●年●月●日 電話番号 自宅 073-000-0000 携帯 090-XXXX-XXXX
	ふりがな しょうがく はなこ 氏名 奨学 花子 住所 〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通1丁目1番地	生年月日 昭和●年●月●日 電話番号 自宅 073-0000-0000 携帯 080-XXXX-XXXX

志望大学等名

私立 ●●● 短期大学 ●●● 学科 ●●● 学科	修業年限 4年
出身校名 県立 ●●●●● 高等学校 在学中	年卒業

保護者等の欄には、本人が未成年者の場合には、保護者が上記のそれぞれの欄に自署してください。本人が成年の場合には、未成年時の保護者であった者で、現在も本人の生計を維持している者が自署してください。保護者とは、民法に定める親権者、(調剤は両親)、又は後見人をいいます。

- 1 申請期間内（令和6年4月30日から令和6年5月31日まで）の日付を記載してください。
- 2 のりやテープのり等で写真を貼り付ける場合は、写真が剥がれた際の本人確認のため、写真の裏に申請者の氏名を記入の上、貼り付けてください。  
 ※ シールタイプの写真の場合、裏書きは不要です。
- 3 申請者、保護者等の方ともに、それぞれ自署してください。  
 ※ 住所などについて「同上」は不可です。それぞれ記入ください。
- 4 申請日時点の志望大学等名と修業年限、在学高校名(または卒業高校名)を記入してください。  
 ※ あくまで申請日時点での志望大学等名の記載ですので、要件を満たす大学等であれば、申請後、志望・合格大学等名が変わっても問題ありません。
- 5 (備考) 県内高校等・県外協力校※を通じて提出する方は、必ず学校担当者に押印してもらってください。

※ 県外協力校：近畿大学工業高等専門学校、智辯学園高等学校、十津川高等学校（五十音順）

### 同意書

(表面) 同意書

1 進学支援金の貸与に係る事項

(1) 進学支援金の貸与対象者は、次に掲げる全ての要件を満たす者をいいます。  
 ① いずれかに該当しなくなった場合、進学支援金の貸与を受けられなくなります。  
 ア 進学支援金の申請をした日が属する年度の翌年度の4月1日以降に大学等へ入学しようとする者であって、引き続き大学等に在学する者  
 イ 進学支援金の申請をした日において高等学校等を卒業した又は卒業する見込みであること。  
 ウ 高等学校等の全履修科目の評定平均値が5段階評価で3.5以上であること。  
 エ 独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)の給付型奨学金又は第一種奨学金の採用候補者で、大学等進学後も機構から給付型奨学金の支給又は第一種奨学金の貸与を受けていること。

(2) 延滞した場合、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき金額に年10.95%の割合に乗じて計算した額が延滞金として課されます。

(裏面)

3 進学支援金の返還に係る事項

(1) 返還は大学等を卒業した日の属する月の翌月から起算して1年を経過した後貸与を受けた年数に5年乗じて得た年数以内に返還しなければなりません。  
 (2) 延滞した場合、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき金額に年10.95%の割合に乗じて計算した額が延滞金として課されます。

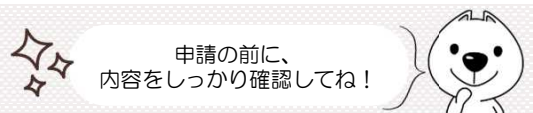
上記内容を確認し、同意し署名

申請者	住所 和歌山県和歌山市小松原通1丁目1番地
氏名 奨学 太郎	
保護者等	住所 和歌山県和歌山市小松原通1丁目1番地
氏名 奨学 一郎	
保護者等	住所 和歌山県和歌山市小松原通1丁目1番地
氏名 奨学 花子	

6

### 6 同意書について

- 同意書には、和歌山県大学生等進学支援金の貸与を受けるに当たって、必ずご確認していただきたい事項が記載されています。
- 表面、裏面の全てをお読みください。同意書の記載内容を確認し、同意の上、申請者及び保護者等の住所・氏名をそれぞれ自署してください。（「同上」の記載不可）
- 同意いただけない場合は、和歌山県大学生等進学支援金の申請は行えません。



## 記載例

### 日本学生支援機構給付型奨学金・第一種奨学金支給等申込状況調査同意書

別記第3号様式（第5条関係）

日本学生支援機構給付型奨学金・第一種奨学金  
支給等申込状況調査同意書

令和6年●月●日

和歌山県教育委員会教育長 様

8 申請者 住所 和歌山市小松原通一丁目1番地  
(自署) 氏名 奨学 太郎

保護者 住所 和歌山市小松原通1丁目1番地  
(自署) 氏名 奨学 一郎

保護者 住所 和歌山市小松原通1丁目1番地  
(自署) 氏名 奨学 花子

私は、和歌山県大学生等進学支援金の貸与を申請するに当たり、独立行政法人日本学生支援機構（独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）に規定する法人をいう。）の給付型奨学金又は第一種奨学金の採用候補者の決定の状況及び、その他県教育長が必要と認める事項について、独立行政法人日本学生支援機構及び申請者が在学又は卒業した高等学校等へ照会等の調査を行うことについて同意します。

申請者が、要件のひとつである「独立行政法人日本学生支援機構の給付型奨学金または第一種奨学金の採用候補者」であることを和歌山県教育委員会が調査することに同意いただくための書類です。

7 申請期間内（令和6年4月30日から令和6年5月31日まで）の日付を記載してください。

8 申請者、保護者ともに、それぞれ自署してください。（「同上」の記載不可）

### 世帯状況申告書（※該当する方のみ提出で構いません。）

世帯状況申告書

令和6年●月●日

和歌山県教育委員会教育長 様

保護者等氏名 奨学 一郎

10 世帯状況が下記のとおりであることを申告します。

続柄	氏名	生年月日	年齢	職業・学年等	備考
本人 (申請者)	奨学 太郎	平成●年●月●日	17	高校3年生	
父	奨学 一郎	昭和●年●月●日	48	会社員	
母	奨学 花子	昭和●年●月●日	47	パート	
姉	奨学 春子	平成●年●月●日	21	大学4年生	
妹	奨学 夏子	平成●年●月●日	7	小学1年生	
弟	奨学 修助	令和●年●月●日	1	保育園児	

住民票に記載されている世帯全員分の家族を記入してください。

書は3人以上世帯かつ保護者等の市町村民税所得割額が下記式に当てはまる場合に提出してください。  
保護者等の市町村民税所得割額 ≧ (保護者等が生計を維持する在学者等及び未就学児の数-2) × 3万円

9 申請期間内（令和6年4月30日から令和6年5月31日まで）の日付を記載してください。

10 住民票に記載されている世帯全員分の家族を記入してください。

#### 提出が必要？確認用フローチャート

生計を維持する子(就学及び未就学児のみ)の数が3名以上である。

NO

提出は必要ありません

YES

令和6年度(R5年分所得)に係る市町村民税所得割額が非課税(0円)ではない。

NO

YES

課税されている市町村民税所得割額が、次の計算式に当てはめた計算結果以下である。

保護者等が生計を維持する  
就学及び未就学児の数  
( 名-2 ) × 3万円 = 円

NO

対象外のため申請できません

YES

保護者等が生計を維持する就学及び未就学児全員の保険証のコピーを裏面に貼ってください。

世帯状況申告書及び保険証のコピーの提出が必要です。



よくある質問をQAとしてまとめました。分からないことや気になっていることがある場合に、ご一読ください。読んでも不明なことや不安なことがある場合には、お気軽に生涯学習課までご相談ください。

## ■ 新規申請関係

### Q1 卒業した者も応募対象者となっていますが、卒業後何年まで申請可能ですか？

- 卒業後2年以内であれば、申請いただけます。

### Q2 高等学校卒業程度認定試験（旧大検）の合格者ですが、申請はできますか？

- 成績要件（全履修科目の評定平均値）の判断が困難なため申請できません。

### Q3 県の定める要件を満たす専修学校（専門課程）とは何を指すのでしょうか？

- 学校教育法に規定する専修学校専門課程（2年以上）で、「専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程」に基づく要件を満たしている課程、学科（通信制除く）を指します。

### Q4 申請書提出後に申請書に記載した志望大学等を変更した場合や、内定後に志望校を不合格となり別の大学等に進学した場合等は、貸与は受けられますか？

- 志望校や進学先が変更となった場合も、修業年限が2年以上の大学や短期大学、県の定める要件を満たす専修学校（専門課程）であれば、貸与を受けることができます。  
ただし、変更後の志望校や進学先が要件に当てはまらない場合は、貸与は受けられません。

### Q5 6年制の大学（医学部、薬学部など）に入学予定ですが、申請できますか？また、いくら貸与されますか？

- 6年制の大学に入学予定の方も、要件を満たしていれば申請できます。  
なお、貸与の期間は貸与年から連続する4年間※となります。(60万円×4年=240万円の貸与)

### Q6 成績要件にある、申請時までの全履修科目の評定平均値が5段階評価で3.5以上とは、具体的にいつまでの成績ですか？また評定平均の計算方法は？

- 期間について：在校生である3年生の場合、**高校2年生3学期までの成績**となります。  
卒業生の場合、**高校3年間の成績**です。
- 計算方法について：評定値の合計を科目数で割ってください。  
なお、小数点第二位以下は切り捨てとします。

### Q7 過去に、大学や短期大学及び専修学校(専門課程)に在籍していた場合も、貸与は受けられますか？

- 過去に大学、短期大学及び専修学校（専門課程）に在籍しており、その卒業後等に新たに他の大学等に進学される方は、申請できません。

### Q8 他の奨学金と併用しても問題ありませんか？

- 和歌山県で実施する修学のための資金(母子父子寡婦福祉資金貸付金の修学資金、生活福祉資金貸付の教育支援費、看護師修学資金貸付、地域医師確保修学資金など。詳細はお問い合わせください。)との併用は不可ですが、それ以外の他団体奨学金との併用は可能です。(ただし他の奨学金の中には併用を認めないものもありますので、当該団体に確認してください。)なお、日本学生支援機構の給付型奨学金または第一種奨学金については、併用が必須要件となっています(Q9参照)。

### Q9 日本学生支援機構の給付型奨学金や第一種奨学金について、不採用または辞退した場合、志望大学等が対象校でない場合は貸与を受けられますか？

- 不採用または辞退した場合、日本学生支援機構の給付型奨学金の受給または第一種奨学金の貸与を受けていることが要件となるため、貸与は受けられません。また、志望（進学）する大学等が日本学生支援機構の前記奨学金における対象校でない場合も、貸与は受けられません。対象校となっていることをご確認ください。

## ■ 継続申請関係

## Q10 貸与要件に該当しなくなるのは、どのような場合ですか？

- 要件については、申請書裏面の同意事項をご確認ください。

(参考)該当しなくなる場合の例としては、主に以下のようなケースが考えられます。

- ✓ 大学等を退学等した場合（退学の場合は、返還免除はできません。）
- ✓ 日本学生支援機構から給付型奨学金・第一種奨学金の支給・貸与を受けられなくなった場合
- ✓ 保護者等が県外に引っ越した場合
- ✓ 保護者等が市町村民税所得割を課されている(20万円超、または2回連続で市町村民税所得割が課された)場合
- ✓ 教育委員会で定める修学のための資金の貸与を受けている場合

## Q11 支援金の貸与要件に該当しなくなった場合、どのようにすればよいですか？

- まずは、速やかに生涯学習課までその旨をお電話ください。また、該当する旨を記載した変更届出書の提出が必要になります。なお、その事由や発生した時期などにより、貸与の停止、打ち切り、取消しとなることがあります。

## Q12 保護者等の市町村民税が課税になった場合について、詳しく教えてください。

- その年度の課税額によって対応が変わります。
- 保護者等の市町村民税所得割額（保護者が2名の場合は合計額）が20万円超の場合  
→ 貸与要件を満たさないため、その年度の支援金の貸与は受けられません。
- 保護者等の市町村民税所得割額（保護者が2名の場合は合計額）が1円以上20万円以下の場合  
→ 課税になった1年目は貸与を受けることができます。ただし、課税状態が2年以上続く場合は、貸与要件を満たさないため、その年度の貸与は受けられません。
- ※ ただし、貸与を受けられなくなった翌年度の継続申請の際、保護者等全員の市町村民税所得割額が非課税の場合は貸与を受けることができます。

## 保護者等が扶養する就学及び未就学児が3名以上の場合は、要件が緩和されます！

- ★ 以下に該当する場合は、課税要件が緩和されます。  
課税された市町村民税所得割の額 ≤ (就学及び未就学児の数-2) × 3万円  
(例) 世帯構成が、父、母、兄(社会人)、姉(大学2年生)、申請者(高校3年生)、妹(中学1年生)、弟(2歳)の場合  
→ 保護者等が扶養する就学及び未就学児は、姉・申請者・妹・弟の4名となると思われます。  
計算式に当てはめると、(4-2)×3万円=6万円となりますので、保護者等の市町村民税所得割の額が合計で6万円以下の場合、必要書類を提出いただければ、申請可能です。

## Q13 休学や留年した場合、他の大学等へ転入学、同一大学内で転籍・転部・転科した場合、支援金の貸与は受けられますか？

- 日本学生支援機構の給付型奨学金・第一種奨学金の支給や貸与継続が認められる場合、支援金も貸与可能となりますが、支給や貸与継続が認められない場合は、支援金も停止となります。

## Q14 現在通学している短期大学を卒業し、他の大学へ編入学した場合、大学へ進学後も支援金は貸与されますか？

- はじめに入学した短期大学の正規の修業年限分（2回）のみの貸与となるため、編入学後の大学在学中は貸与を受けられません。

## Q15 支援金の貸与を1回休むことはできますか？

- 1回だけ支援金の貸与を受けない、といった行為はできません。貸与を辞退することは可能ですが、辞退すると打ち切りとなり、以降の貸与を受けられなくなります。

■ 返還関係

**Q16** 返還免除になる場合を教えてください。

- 大学等卒業後、和歌山県内への居住・和歌山県内外へ就業した状態を3年以上継続した場合、支援金の返還は全額免除されます。それぞれの期間が6か月以上3年未満の場合の返還額については、計算して算出します。(Q21参照)

**Q17** 進学支援金における就業の定義はどのようなものですか？

- 以下のいずれかに該当する場合、就業とみなします。
  - 企業等での正規雇用者であること
  - 正規雇用者の一週間の所定労働時間の3/4以上である短時間労働者であること
  - 週の勤務時間が29時間以上の労働者であること

**Q18** 就業は和歌山県外でも問題ありませんか？

- 和歌山県外での就業でも問題ありません。ただし、返還免除の要件として和歌山県内に居住していただく必要がありますので、県外で就業されてもその勤務先まで通勤する必要があります。

**Q19** 就業先に条件や指定はありますか？

- 就業先に条件や指定はありません。

**Q20** 大学卒業後、大学院等に進学する場合はどうなりますか？

- 大学院等に進学する場合、在学中は在学証明書の提出が必要となります。なお、返還は大学院等卒業後からとなります。その場合も、返還要件を満たした場合は返還免除対象となります。

**Q21** 返還免除額を計算する場合、日数や月数はどうカウントしますか？

- 返還免除額を計算する場合は以下別表のとおり計算します。また返還免除対象になった時点から3年の期間内で通算することができます。それぞれの期間を年・月・日単位で合算した上で算出します。

合算した期間に・・・



POINT  
通算の  
ルール

- 12か月以上が生じたとき ➔ 12か月を1年とします。
- 12か月未満が生じたとき ➔ 6か月未満を切り捨て、6か月以上を切り上げて1年とします。
- 30日以上が生じたとき ➔ 30日を1か月とします。
- 30日未満が生じたとき ➔ 13日未満を切り捨て(0か月)、13日以上を切り上げて1か月とします。

(例) 4月1日から就業をはじめ、その年の9月12日に退職した場合、就業期間は5か月12日のため勤務期間は0年となります。一方、9月13日に退職した場合は、就業期間は5か月13日となるので、13日を1か月に切り上げて6か月とし、勤務期間は1年となります。

【別表】

県内における 居住の期間	県外又は県内における 就業の期間	免除の額
3年	3年	全額
3年	6月以上3年未満	返還金の額に次の式により算出した割合を乗じて得た額 $1/3 \times \text{就業の期間} / 3年 + 2/3$
6月以上3年未満	6月以上3年未満	返還金の額に次の式により算出した割合を乗じて得た額 $1/3 \times \text{就業の期間} / 3年 + 2/3 \times \text{居住の期間} / 3年$

**Q22** 返還は一括ですか？ 分割返還は可能ですか？

- 一括返還、分割返還ともに可能です。
- 返還に当たっては、原則、大学等を卒業した日（退学の場合も含む）の属する月の翌月から起算して1年後から、貸与を受けた年（回）数に5を乗じた年限以内の期間で返還してもらうことになります。【例】4年(回)貸与を受けた場合、 $4 \times 5 = 20$ 年以内の返還が必要です。



## お問い合わせ先

### 和歌山県教育庁 生涯学習局 生涯学習課 奨学班

〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

- TEL : (073) 441-3758
- FAX : (073) 441-3724

和歌山県大学生等進学支援金



和歌山県大学生等進学支援金



和歌山県大学生等進学支援金

※ お問い合わせの際は、「大学生等進学支援金について」とお伝えください。

